

所得制限額

(1)所得制限限度額表

扶養親族等の数	受給者本人	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算
所得制限限度額に加算するもの	特定扶養親族または16歳～19歳未満の特定扶養親族がある場合は、25万円/人 70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族がある場合は10万円/人	老人扶養親族がある場合は、6万円/人(ただし、扶養親族がすべて老人扶養親族の場合は1人を除く)

(2)所得から控除する額

●所得額の計算方法

所得額 = 年間収入金額 - 必要経費(給与所得控除額等) - 8万円 - 下記の控除額

諸控除の額	障害者控除・勤労学生控除	27万円	特別障害者控除	40万円
	寡婦控除	27万円	ひとり親控除	35万円
	配偶者特別控除・医療費控除等・・・地方税法(住民税)で控除された額			
	給与所得又は公的年金に係る所得がある場合			最大10万円